

精神障害者医療費助成事業(一般)対象者のみなさまへ

精神障害者医療費助成事業(一般)対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ① 桜井市に住所を有するとみなされる方
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている方
- ③ 健康保険の医療制度に加入されている方(生活保護受給者・後期高齢者医療制度加入者は除く)
- ④ 桜井市福祉医療制度を受給されていない方
(福祉医療制度・・・障害者医療・ひとり親医療・乳幼児医療等)

※対象者および扶養義務者の所得制限があります。

精神障害者医療費助成事業(一般)助成範囲

原則、すべての診療科における入院・通院等に対して医療費自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。

精神障害者医療費助成事業(一般)助成金額

通院の場合	入院の場合	調剤薬局の場合	注意事項
保険適用の自己負担額から、ひと月、医療機関ごとに【500円】の一部負担金を除いた額 * 注意事項もご確認ください	保険適用の自己負担額から、ひと月、医療機関ごとに【1,000円】の一部負担金を除いた額 (ただし、14日未満の入院の場合は【500円】の一部負担金を除いた額) * 注意事項もご確認ください	保険適用の自己負担額のままの額 * 注意事項もご確認ください	* 総合病院の場合は、診療科(医科と歯科)ごとに一部負担金が発生します。 * 同じ診療科で同月に入院と通院が発生した場合もそれぞれに一部負担金が発生します。 * 予防接種や健康診断、入院時の食事代等の保険診療の対象とならない医療費は助成対象外です。また、学校のケガ等で日本スポーツ振興センターからの給付が受けられる場合も助成対象外です。

精神障害者医療費助成事業(一般)助成方法

(原則)

■ 奈良県内の医療機関等で受診した場合 ■

- ① 医療機関等の窓口で「**健康保険証(マイナ保険証を含む)**」と「**精神障害者医療費受給資格証**」を必ずご提示ください。
※自立支援の認定を受けておられる方は、指定医療機関を受診する際は上記書類に併せて、「**自立支援医療受給者証(精神通院)**」と「**上限管理票**」も必ずご提示ください。
- ② 医療機関等窓口での会計時にいったん保険の自己負担額(1割～3割)をご負担ください。
- ③ 医療機関等より原則3ヵ月後に桜井市に金額等のデータが届き、桜井市より**自動的に**申請いただいた口座へ**データが届いた月の末頃**に振込みいたします。

■ 奈良県外の医療機関等で受診した場合 ■

- ① 医療機関等の窓口で「**健康保険証(マイナ保険証を含む)**」を必ずご提示ください。
※自立支援の認定を受けておられる方は、指定医療機関を受診する際は上記書類に併せて、「**自立支援医療受給者証(精神通院)**」と「**上限管理票**」も必ずご提示ください。
- ② 医療機関等窓口での会計時にいったん保険の自己負担額(1割～3割)をご負担ください。
- ③ 桜井市社会福祉課へ「**領収書**」等を持参の上、助成金の支給を**請求することで**申請いただいた口座へ3ヵ月後の末頃に振込みいたします。

*「精神障害者医療費受給資格証」は、交付申請された方で、桜井市が認定した場合に交付します。
助成を希望される場合は、まずは交付申請を行ってください。

精神障害者医療費助成事業(一般)認定申請 必要書類

- ☐ 1級・2級の精神障害者保健福祉手帳
 - ☐ 受給を希望する方の健康保険証(お持ちの場合)
健康保険証をお持ちでない場合、下記いずれか1点をご用意ください
 - ・加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
 - ・加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報確認のお知らせ」
 - ・ご自身のスマートフォンでマイナポータルにログインしていただき、保険証情報を提示する、または画面を印刷したもの
 - ※いずれもお持ちでない場合は、マイナンバー(個人情報)による資格確認を行うため、マイナンバーがわかるものをお持ちください。
マイナンバーを利用して市が情報照会することをご了承ください。
※資格確認のため、通常よりもお手続きにお時間をいただきます。
 - ☐ 助成金の振込みを希望する口座の通帳
 - ☐ 受給を希望する方及び扶養義務者の所得証明書(所得額・控除額・扶養人数の記載されたもの)
※桜井市で所得が確認できる方は所得額・控除額・扶養人数の記載された証明書の添付は不要です。
※桜井市で所得の申告が未申告である方がいらっしゃる場合は、申告が必要となります。
- *扶養義務者とは民法上の扶養義務者(曾祖父母・祖父母・父母・配偶者・兄弟姉妹・子・孫・曾孫)で、かつ同じ住所の方又は民法上の扶養義務者で、かつ別住所の健康保険の被保険者・税法上の扶養者のことです。
*上記書類以外に、審査の段階で追加で別の書類が必要になる場合もございます。ご了承ください。

その他 注意事項

- ・精神障害者医療費助成事業(一般)の方は、精神障害者医療費受給資格証を医療機関等の窓口で提示されないと、医療機関等で精神障害者医療費助成事業の資格の確認ができないため、自動的に助成金を振り込むことができませんのでご注意ください。
- ・予防接種や健康診断、入院時の食事代等の保険診療の対象とならない医療費は助成対象外です。
また、学校のケガ等で日本スポーツ振興センターからの給付が受けられる場合も助成対象外です。
- ・精神障害者医療費助成事業(一般・後期高齢者・精神通院)の各事業を併合受給はできません。
また、精神障害者医療費助成各事業と、福祉医療制度とも併合受給はできません。
- ・精神障害者医療費助成事業(一般)を受給する場合も、原則国の制度である自立支援医療(精神通院医療)の認定を先に受けていただく必要があります。従来どおり指定医療機関においては自立支援医療費受給者証も併せてご提示ください。
- ・精神障害者医療費助成事業(一般)の受給資格の有効期限は、毎年7月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限のどちらか早い時期までとなります。毎年7月中に更新のお手続きが必要になる他、精神障害者保健福祉手帳の有効期限を更新する場合にも精神障害者保健福祉手帳の有効期限前1ヶ月以内に手続きが必要となります。
- ・受給資格の有効期限内に、認定申請時等にお届けされた内容(住所、健康保険証(マイナ保険証を含む)、精神障害者保健福祉手帳の等級、口座番号、所得内容等)に変更が生じましたら、必ず「変更になった事実が確認できるもの」を持参の上、変更の申請を行ってください。
特に、登録された口座を解約または変更された場合、届出をされませんと振込みができないだけでなく、銀行への手数料が発生する場合がありますのでご注意ください。
また、届出が遅れたこと等で助成金の過誤払いが発生している場合は、助成金額をご返金いただくことになります。ご了承下さい。
- ・上記に記載されている手続きの他、高額療養費や高額介護合算に該当する場合など、その都度ご連絡させていただき、お手続きをしていただく場合があります。
- ・所得の申告は、収入の有無に関わらず必ず行ってください。(申告がされていない場合、認定ができないことがあります。)
- ・助成させていただいた医療費について、差額等が発生した場合、自動的に相殺させていただく場合があります。

申請窓口・問い合わせ先

桜井市役所 社会福祉課 障害福祉係
TEL:0744-42-9111(内線)2121・2122